

タイトル：日本の国籍制度と重国籍の可能性について

所 属：早稲田大学文化社会研究所／国立民族学博物館 佐々木 てる

Key Words：重国籍、ネーションの自己理解、移民政策、国籍制度

1. 報告の目的 ～国民の定義とネーションの自己理解～

ブルーベーカーは国籍による国民の定義は、ネーションの自己理解という文化的要因が強く影響していることを指摘している。そのネーションの自己理解とは「国家中心的」な自己理解と「エスノ文化的」な自己理解とに大別され、フランスなど早くから生地主義の原理を入れている国家は前者、ドイツなど血統主義を中心としている国家は後者の影響を受けている (Brubaker, 2005)。このネーションの自己理解は、古典的にはフリードリヒ・マイネッケの「国家国民」「文化国民」、ハンス・コーンの「東のナショナリズム」「西のナショナリズム」の分類に由来し、近年では「シヴィック」「エスニック」といった分類に含まれる (塩川, 2008)。もちろんこういった分類法は単純化されたものであり、実際には国家の成立時に採用された自己理解も、その後の政治体制によって変化している場合もある。そのため各論者も単なる二分法にとどまらず、様々な下位分類を考えている。しかし大枠としてはこのネーションの自己理解は分析概念としての有効性が高く、本報告ではさしあたりこの分類を採用することにする。

さてこういった国籍による国民の定義、すなわちネーションの自己理解が国家ごとに違うことによって、一般個人が時として複数の国家に所属することになったり、また無所属になったりするケースも生じる。特にグローバル時代において人の移動が激しくなったことにより、国家への帰属の多様化が進んでいる。そのため逆にこれまでの国民の定義を支えてきた、ネーションの自己理解も変更を迫られている。本報告の趣旨は、こういったグローバル時代を背景にした国籍による国民の定義を、重国籍という視点から捉え直すことである。その作業を通じてネーションの自己理解を単一でも、不変なものではなく、より動的で可変的なものとして捉え直してゆくことにする。

2. 分析の対象 ～日本の状況～

重国籍の可能性を考えるにあたり、本報告では日本を事例とする。日本は国籍取得の原理として純粋な血統主義を採用している。そして先の分類でいえば、ネーションの自己理解は「エスノ文化的」な理解を基本にしている。先進国でいえばドイツの事例に近似している。しかしドイツがそうであったように、様々な理由から国籍制度の見直しははかられている。近年では「特別永住者の国籍取得の特例に関する法律案」や、日本人を親に持つ子供の出生後認知による国籍取得のための改正国籍法案など、外国籍者への新たな対応が迫られている。こうした状況の中、出生地主義を含めた国籍制度のドラスティックな転換を提案する議論も登場している。たとえば、2008年には「移民政策」について政府与党の自民党の中川秀直氏を中心とした「外国人材交流推進議員連盟」から「人材開国！日本型移民政策の提言」がなされた。そこでは国籍の一部改正案が提示され、「国籍法を改正し、永住者の子として日本で出生した者については、出生により日本国籍を付与する（22歳までは二重国籍）」されていた。実際、日本では国際結婚者数も増加し、それに伴い重国籍数も増加している。2004 (H.16) 年の衆議院法務委員会では、1985 (S.60) 年以降新たに約40万人が重国籍者であることが報告されている。1985 (S.60) 年以前の重国籍者数、その後の重国籍者数を含めるとその数は50万人を超えるであろう。

ただし重国籍の容認が一般認識水準で理解されているかは難しい状況だといえる。例えば元法務副大臣の河野太郎が重国籍の可能性について述べたところ、ネット上で様々な水準での批判がなされ「炎上」した。それらの批判の多くは同質的な国民観に根ざした、新

規構成員参加に対する予期ストレスが多数を占めていたといえる。このような現状を考えれば、日本において重国籍を認める制度が確立するには時間がかかるかもしれない。しかし重国籍というものがもたらす、人口の流動性とネーションの再編の効果はすくなくないだろう。つまり日本のネーションの自己理解が「エスノ文化的」なものから、「国家中心的」なものへ変化してゆく可能性がある。

3. 比較と事例 ～他国の国籍法～

では実際的に重国籍とはどのようなケースで生じ、そしてどのようなメリット、デメリットがあるのか。そもそも重国籍とは各国の国籍制度の規定が違ふことによって生じるものである。そしてその国籍立法は各国の歴史的背景によっているのは先に述べた通りである。重国籍になるケースは主に出生による国籍取得が多数を占めるだろう。出生の国籍取得の原理は、周知のように血統主義と生地主義がある。前者はさらに父系優先血統主義と両系血統主義にわかれる。また血統主義を採用している国家でも、例外的に生地主義の原理を取り入れ、混合型になっている国もおおい。例えばドイツは2000年より、一部生地主義を導入し、23歳まで重国籍を認めている。またフランスはもともと血統主義国ではあるが、ドイツよりもはるかに生地主義との混合がすすんでおり、重国籍も認めている。

現在の日本の外国籍者の出身国は在日コリアンを中心とする特別永住者をのぞくと、中国、ブラジル、フィリピン、ペルー、アメリカの順に数が多い。このうち中国は重国籍を認めていないが、ブラジル、ペルー、アメリカは生地主義を採用しており、重国籍も容認している。またフィリピンは血統主義を採用しているが、2003年より在外フィリピン人の重国籍を認める法律が成立している。このように日本と関係の深い国々が重国籍を認めているため、今後も重国籍者数は増加してゆくであろう。

では重国籍を生きるということとはどのようなことなのか。例えばパスポートを二つ持つことで、煩わしい入国審査が免除され、好きなだけ国籍保持国にとどまれるのは個人からは非常に嬉しいことであろう。では逆に国家への義務はどの程度まで二重になってゆくのか。個々人のアイデンティティが不安になることはないのか。こういった日常生活における様々な側面に関して、個別の事例を見てゆく必要もあるだろう。

4. 結論 ～ネーションの再編に向けて～

グローバル時代を迎え、多くの国で重国籍者は存在し国籍の唯一原則は崩れてきているといえる。しかし重国籍制度とは国民の定義に反映されるため、論理的な水準での認識が共有されないと現実的な法案改正といった動きにはつながりにくい。重国籍の是非を世論に問うた場合、「日本人は血統主義で単一民族」であるといった、「エスノ文化的」なネーションの自己理解が論拠となって、重国籍の議論自体が座礁する可能性がある。特に現在はネオ・リベリズムを基底とした自由競争の結果、国民社会には格差社会の認識が広まっている。そういった時は、相対的剥奪感から文化ナショナリズム的な言説が力を持ち、それが異質なものへの排斥につながりやすい。つまり重国籍の容認は現実的な人の存在とは別に、ネーションの再編も考慮に入れた上での国家プランの提示によって決まってゆくといえる。その意味で重国籍を問うことは、ネーションの不変性を問い直し、つねに脱構築されうる可能性を問うことにつながるだろう。

参考文献

- R・ブルーバーカー著／佐藤成基・佐々木てる監訳 2005『フランスとドイツの国籍とネーション』明石書店
塩川伸明 2008『民族とネーション』岩波新書